

平成21年度 芸術提供・共催事業実施要綱

I 趣旨

この事業は、地方公共団体等が主催する地域のニーズを踏まえた質の高い音楽、演劇、伝統芸能等の公演の企画・提供に関する事業について、財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）が共催することにより、より効果的な事業の運営を図り、美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与することを目的とする。

なお、この事業を通じて、宝くじの普及広報を図る。

II 事業主催団体

地域創造が共催対象とする団体は、次の1、2に掲げる団体とする。

1 地方公共団体等

次に掲げる団体を以下「地方公共団体等」という。

(1) 地方公共団体

(2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う団体で、民法第34条の規定に基づき設立された法人のうち、地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを2分の1以上出資しているもの（以下「特定指定管理者」という。）

(3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として民法第34条の規定に基づき設立された法人（(2)を除く。）のうち、地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの（以下「特定公益法人」という。）

2 実行委員会等

地方公共団体等が、企画、運営について相当の責任を負う実行委員会等の組織で地域創造が特に認めるもの

III 共催対象事業

地域創造が共催対象とする事業は、事業主催団体が主催する以下に掲げる分野の創造的で文化的な芸術活動とする。

1 音楽分野

(1) 事業の目的

事業主催団体が単独では公演することのできない質の高い音楽の公演を地域創造が共催することで開催し、多くの人々の鑑賞に供することにより地域における文化的潜在能力の活性化に資するものとする。

(2) 共催対象事業

地域創造が共催対象とする事業は、質が高く相当規模の経費を要する音楽（クラシックや邦楽など）の公演で、地域における音楽活動の潜在能力の活性化に資する地域創造が指定する事業とする。

(3) 実施団体数

2～3団体を選定。

(4) 実施時期

通年

(5) 事業運営

実施に際しての事業運営は、事業主催団体が主催者として実施すること。

(6) 地域創造の共催負担額

① 事業主催団体が地方公共団体等の場合

ア 負担額

別表に掲げる共催対象事業経費（以下、「共催対象事業経費」という。）から入場料・参加料収入及び有料配布する図録・パンフレット等の販売収入（以下「入場料等収入」という。）を控除した額の2分の1以内。

イ 上限額

A：共催対象事業経費が4,500万円以下の事業にあつては1,000万円。

B：共催対象事業経費が4,500万円を超える事業にあつては1,500万円か下記の算式により得られる額のいずれか少ない額。

$$1,000 \text{ 万円} + ((\text{共催対象事業経費}) - 4,500 \text{ 万円}) \times 1/2$$

② 事業主催団体が実行委員会等の場合

ア 負担額

共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内。

イ 上限額

A：共催対象事業経費が4,500万円以下の事業にあつては1,000万円又は地方公共団体等が共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額に対して負担する額のいずれか少ない額。

B：共催対象事業経費が4,500万円を超える事業にあつては1,500万円か、地方公共団体等が共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額に対して負担する額又は、下記の算式により得られる額のいずれか少ない額。

$$1,000 \text{ 万円} + ((\text{共催対象事業経費}) - 4,500 \text{ 万円}) \times 1/2$$

2 演劇・ダンス分野

(1) 事業名

舞台芸術活性化事業

(2) 事業の目的

地域間での連携交流を通じて、地域の文化的潜在能力を活性化するとともに、演劇、ダンスその他の分野において新しい舞台芸術の可能性を発掘するため、特定の地域を拠点として活動している舞台芸術家と、全国的または地域横断的に活動している舞台芸術家の共同作業により、複数の地域において独自の舞台作品を創出し、これを一堂に発表することにより多くの人々の鑑賞に供するものとする。

(3) 共催対象事業

地域創造が共催対象とする事業は、事業主催団体が主催する事業で、次の要件を満たすものとする。

- ① 各地域に制作委員会等の主催組織をつくり、地域ごとのプロデューサー及び事務局を置く。
- ② 各地域の主催組織は、事業全体の企画及び総合調整を行うため、参加する各地域の主催組織によって構成する実行委員会を設けるとともに総合プロデューサーを置く。
- ③ 各地域の主催組織は、総合プロデューサーと協議を行いながら、作品と演出家、各作品の中心俳優等を選定する。
- ④ 各地域の主催組織と総合プロデューサーは、演出家とともにその地域で活動する俳優等・舞台スタッフを募集し、オーディションを行う。
- ⑤ 各地域の主催組織は、上記③及び④で選定された演出家、俳優等、スタッフによりその地域で稽古をし、作品をつくる。
- ⑥ 地域の公共ホールで上記の作品を公演する。
- ⑦ 各地で制作公演した作品を地域芸術祭等の場において合同公演を行う。

(4) 総合プロデュース等の委託

主催組織は、上記(3)の総合プロデュース及び合同公演に係る事務を財団法人舞台芸術財団演劇人会議に委託するものとする。

(5) 実施団体数

全国で3～4団体を選定

(6) 実施時期

地元公演及び合同公演を実施すること。

- ① 地元公演：通年
- ② 合同公演：平成21年7月～9月
富山県南砺市利賀村・利賀芸術公園で開催を予定
(地元公演日と合同公演日のどちらが先行しても構わない。)

(7) 公演形態

- ① 必ず有料公演とすること。
- ② プロの舞台芸術家と地域で活躍する舞台芸術家及び一般住民の舞台制作における交流の場を設けること。

(8) 事業運営

実施に際しての事業運営は、地元公演・合同公演それぞれ事業主催団体が主催者として実施すること。

(9) 地域創造の共催負担額

- ① 事業主催団体が地方公共団体等の場合
地域創造は、上記(3)に関する共催対象事業経費の額から地元公演の入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額を負担し、一事業主催団体当たり500万円を上限額とする。
- ② 事業主催団体が実行委員会等の場合
地域創造は、上記(3)に関する共催対象事業経費の額から地元公演の入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額を負担し、500万円又は地方公共団体等が共催対象事業経費から地元公演の入場料等収入を控除した額に対して負担する額のいずれか少ない額を上限額とする(一事業主催団体あたり500万円を上限額とする。)

(10) 共催の申し込み

- ① 事業主催団体が地方公共団体等の場合
地方公共団体等は下記V1により共催事業実施申込書(別記様式1)を提出する前に、開催申込書(別記様式5)を下記V5のとおり地域創造に提出するものとする。
- ② 事業主催団体が実行委員会等の場合
実行委員会等により共催事業の実施を希望する地方公共団体等は下記V1により共催事業実施申込書(別記様式1)を提出する前に開催申込書(別記様式5)をV5のとおり地域創造に提出するものとする。

3 伝統芸能分野

(1) 実施事業

- ① 「能楽座」能・狂言公演
 - ア 能楽座の概要
別記(参考)
 - イ 実施時期
通年(詳細は「能楽座」との調整による。)
 - ウ 実施団体
3~5団体を選定

② 「国立劇場」歌舞伎公演

ア 出演者

未定（過去の実績は以下のとおり）

- ・平成 8年度 坂東三津五郎、坂東八十助（現三津五郎）
- ・平成 9年度 市川團十郎、市川新之助（現海老蔵）
- ・平成12年度 中村鴈治郎（現坂田藤十郎）、中村翫雀、中村扇雀
- ・平成14年度 中村梅玉、中村歌昇、中村翫雀
- ・平成16年度 中村時蔵、片岡孝太郎、片岡愛之助

イ 実施時期

平成21年6月22日（月）から6月24日（水）までの3日間

初日と最終日を移動日にあてるものとするが、移動時間が比較的短い場合は、初日については夜の部、最終日については昼の部の公演は可。

ウ 実施団体

1団体（2～3公演程度。1公演は休憩を含み2～3時間程度。なお、公演は歌舞伎演目の上演に加え、歌舞伎俳優による演目解説等の地域のニーズを踏まえたプログラムを実施するよう配慮すること。）

（2）公演形態

- ① 原則として1日2公演とする。
- ② 有料公演とし、中学生・高校生も鑑賞できる機会を提供するよう配慮すること。

（3）事業運営

実施に際しての事業運営は事業主催団体が主催者として主体的に実施するものとし、地域創造は必要に応じて能楽座、国立劇場と調整を行う。

（4）地域創造の共催負担額

- ① 事業主催団体が地方公共団体等の場合
地域創造は、共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額を負担し、費用負担は1,000万円を上限額とする。
- ② 事業主催団体が実行委員会等の場合
地域創造は、共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額を負担し、1,000万円又は地方公共団体等が共催対象事業経費から入場料等収入を控除した額に対して負担する額のいずれか少ない額を上限額とする。

（5）共催の申し込み

- ① 事業主催団体が地方公共団体等の場合
地方公共団体等は、下記V1により共催事業実施申込書（別記様式1）を提出する前に、開催申込書（別記様式6）を下記V5のとおり地域創造に提出するものとする。
- ② 事業主催団体が実行委員会等の場合
実行委員会等により共催事業の実施を希望する地方公共団体等は、下記V1により共催事業実施申込書（別記様式1）を提出する前に開催申込書（別記様式6）をV5のとおり地域創造に提出するものとする。

IV 共催対象事業に関する共通事項

1 実施場所

事業主催団体の区域に所在する公立文化施設又は実施する事業の開催に地域創造が最適と認める施設・場所とする。

2 損害賠償の免責

事業の実施に伴い発生した損害賠償の責任については、地域創造は責めを負わないものとする。

3 宝くじの普及広報

事業主催団体は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、看板、報告書等に、別添「宝くじ宣伝デザインの表示方法」のとおり、必ず指定された規格で宝くじに関する表示をし、宝くじの普及広報をするものとする。

また、チケット、新聞広告等については、出来る限り宝くじに関する表示をするものとする。

4 地域創造の共催の表示

事業主催団体は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞広告等に、地域創造が共催している旨を必ず表示するものとする。

(共催の表示例)

「共催：財団法人地域創造」又は「共催：(財) 地域創造」

V 共催に関する手続き

1 申し込み

(1) 事業主催団体が地方公共団体等の場合

地域創造との共催を希望する地方公共団体等は、共催事業実施申込書（別記様式1）を別に定める書類等を添付の上、下記5のとおり地域創造に提出するものとする（特定指定管理者、特定公益法人が申請する場合は、当該団体に基本金等を出資している地方公共団体の長が、副申書（別記様式1－4）を添付すること。）。

(2) 事業主催団体が実行委員会等の場合

実行委員会等により共催事業の実施を希望する地方公共団体等は、共催事業実施申込書（別記様式1）を別に定める書類等を添付の上、下記5のとおり地域創造に提出するものとする（特定指定管理者、特定公益法人が申請する場合は、上記（1）の場合と同様とする。）。

2 共催の決定

地域創造は、共催事業実施申込書（別記様式1）の提出を受けたときは、内容を審査したうえで、当該地方公共団体等（実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。）に対し共催の可否について通知するものとする。

3 実績の報告・負担金の請求

(1) 事業主催団体が地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、事業完了の日から起算して30日以内(事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで)に共催事業実績報告書(別記様式2)及び共催事業負担金請求書(別記様式3)を下記5のとおり提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、共催取り消しとなる場合もある。

(2) 事業主催団体が実行委員会等の場合

実行委員会等により事業を実施した地方公共団体等は、事業完了の日から起算して30日以内(事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで)に共催事業実績報告書(別記様式2)及び共催事業負担金請求書(別記様式3)を下記5のとおり提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、共催取り消しとなる場合もある。

(3) 負担金の支払い

① 地域創造は、地方公共団体等(実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。)から共催事業実績報告書(別記様式2)及び共催事業負担金請求書(別記様式3)の提出を受けたときは、その内容を確認し、支払うべき共催事業負担金の額を確定したうえで、当該地方公共団体等(実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。)に対し通知するとともに、共催事業負担金の支払いを行うものとする。

② 負担金の振込先は必ず地方公共団体等(実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。)が設置する口座とするものとする。

4 事業内容の変更の報告

実施申込書の内容に変更が生じた場合には、地方公共団体等(実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。)は直ちに共催事業変更報告書(別記様式4)を下記5のとおり提出するものとする。

5 実施申込書、実績報告書等の提出方法

地域創造に提出する書類について下記のとおり提出するものとする。

(1) 事業主催団体が地方公共団体の場合

都道府県及び政令指定都市は直接地域創造に提出し、市区町村(政令指定都市を除く。)は都道府県を経由し地域創造に提出するものとする。

(2) 事業主催団体が特定指定管理者、特定公益法人の場合

出資を受けている地方公共団体を経由し提出するものとする。

ただし、上記の地方公共団体等が市区町村(政令指定都市を除く。)の場合は市区町村を経由した後、都道府県を経由し地域創造に提出するものとする。

(3) 事業主催団体が実行委員会等の場合

実行委員会等の共催事業について地域創造へ申請及び実績報告を行う地方公共団体等により、上記(1)、(2)のとおり提出するものとする。

VI その他

その他の必要事項については、地域創造と地方公共団体等（実行委員会等に係る地方公共団体等を含む。）が協議して実施するものとする。

共催対象事業経費の例

項 目	内 容
出演料等	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料、出演料補助、会場借上料、その他
音楽・文芸費	作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアノ料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、各種助手料、鑑定料、その他
設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費、その他
謝金・旅費・通信費	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・警備賃金、出演者等交通費、出演者等宿泊・日当費、通信連絡費、企画検討委員会委員謝金、講演講師謝金、調査旅費、出演交渉旅費、その他
宣伝・印刷費	広告宣伝費、立看板費、プログラム印刷費、図録印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ・ポスター印刷費、資料印刷費、入場料販売手数料、その他
記 録 費	録画費、録音費、写真費、記録活動に必要な消耗品の購入費、その他
保 険 料	保険料、その他
企画制作費	公演・展示等の企画・制作に要する経費、プラン委託料又はプロデュース委託料の性格を持つもの
備 考	各項目内容欄の「その他」に該当するものがある場合には、別記様式1-2及び別記様式2-2の「内訳明細欄」右の「備考欄」に内容を記入すること。

※助成対象外経費

- ①助成対象年度（平成21年度）と異なる会計年度に属する経費
- ②事業主催団体以外の者が支出した経費
- ③事業主催団体自らが請求者となっている経費（利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を収受する特定指定管理者が、自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金など）
- ④備品の購入費
- ⑤コンクール入賞賞金・賞品等にかかる経費
- ⑥レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、その他の飲食関係費（ケータリングを含む）
- ⑦その他、助成対象として適当ではないと地域創造が判断したもの

芸術提供・共催事業における事業経費について（参考）

1 舞台芸術活性化事業

要綱Ⅲ 2（3）の合同公演に係る事務は、（財）舞台芸術財団演劇人会議（以下、「演劇人会議」という）に委託するものとしているが、過去において各地域の主催組織と演劇人会議の間の委託契約では、事業経費について、概ね以下のとおりとなっている。

・事業経費について

- (1) 各地域の主催組織は、地元公演に係る経費、合同公演に係る各地域から富山県利賀村までの移動費、及び滞在に係る宿泊費・食費等の経費を負担する。
- (2) 総合プロデュース料として各主催組織一団体当たり100～150万円を演劇人会議に支払う。
- (3) 合同公演は、（財）富山県文化振興財団・利賀芸術公園の協力の下、富山県利賀芸術公園において実施し、それに伴う会場使用料及び附帯設備使用料は免除されている。
- (4) 合同公演における入場料収入相当額は、合同公演にかかわり制作される広報、チケットの販売・管理、劇場スタッフの人件費等の費用として、演劇人会議の収入とする。

2 「能楽座」能・狂言公演

公演の経費は、総額で概ね1,000万円程度の事業規模となる予定。

公演地への移動距離、公演の演目数、スタッフの人数、会場設備等により前後する場合がある。

3 「国立劇場」歌舞伎公演

公演の経費は、総額で概ね2,000万円～2,300万円程度の事業規模となる予定。

国立劇場の公演経費（出演費、舞台費、運搬費、文芸費等）は1,300万円程度となる予定ではあるが、そのほか出演者・スタッフの旅費及び宿泊費、宣伝・印刷費等が必要となり、公演地によって前後する場合がある。

別記（参考：舞台芸術活性化事業）

「舞台芸術活性化事業」参考資料

◎1996年に第1回を実施した舞台芸術活性化事業は、これまでに、青森県、埼玉県、北九州市、前橋市など延べ25団体（県、市、町、村など）が参加しています。第1回の実施に当たって、当時の鈴木忠志総合プロデューサーは、その趣旨を次のように語っています。

「地域で演劇を志しても、ほとんどの劇団が東京に集中しているため、場もなければ仲間もつくれないというのが現状です。演劇はチームプレイなので、いい戯曲があったとしても演出家がいなければダメだし、演出家がいっても俳優がいなければ演出家の能力は発揮されない。誰もが自立した表現者ではなく、触媒がないかぎり自分を実現できないのが演劇のおもしろいところなのですが、今の地域ではこのチームプレイができません。なら必要な人材に地域に出向いてもらおうじゃないかというのが「舞台芸術活性化事業」だったわけです。地域を越えて若い世代の芸術家がコラボレーションした成果は一朝一夕でするものではありませんが、こうした試みを通じて、芸術家同士の共同作業、連帯、友情がものを動かしていくことを少しでも体験していただけたのではないかと思います。舞台芸術で一番大切なことは、こうした身体性をともなった経験知によって、世界を、人間を理解することです。この経験知を伝承していくことによって舞台芸術は豊かになっていきます。今回の参加者が将来も演劇に携わるかどうかは別にしても、この経験知によって地域の文化的なリーダーとなり、地域の個性として活躍されるだろうと思っています。」

（地域創造レター No.22 1997.1.25 より）

◎事業に御協力いただいている（財）舞台芸術財団演劇人会議からのメッセージ

東京への文化一極集中の状況を変えるべく始まったこの事業ですが、近年、情報化社会の到来によって、地域間の情報共有や人々の往来が活発になりました。また、地方分権の動きにもなって、文化による地域それぞれの独自性が重要視されるようになりました。これからの舞台芸術活性化事業は以下のような役割を果たすことができると思います。

- 一、それぞれの地域が生き生きとした創造の現場となること、そのための場を行政官と芸術家が共同して作り出すことにより、地域文化の活性化を主導する。
- 一、その地域特有の文化的環境を生かした取り組みによって、より広範な地域文化の活性化を促す。
（過去の参加地域の例では、北九州では鉄鋼の町を生かして舞台装置の製作に溶接技師の皆さんが参加、長野県中条村では山姥伝説の地であることから、伝説にかかわる様々な人材が関与しました。）
- 一、地域が海外の地域や人材と直接交流を行うことも活発になりました。他地域で活躍する人材の招聘についても、国際的な人材を招くことも可能です。

なお、参加地域の合同公演（日本初の世界演劇祭で有名な富山県利賀村で開催）は、お互いの上演を見て、意見を交わすことによって、単独の地域内だけの評価にとどまらず、他地域との比較や、同じような問題解決に向けた地域間の連携など、以後の事業展開に資する機会となることを企図しています。

「能楽座」

長い伝統をもつ能と狂言にとって、第二次世界大戦の終結は大きな転換期でした。伝統芸能はいかにあるべきか、その伝統の継承と発展、創造はどうあるべきか、といった問いかけによる能・狂言の役者や研究者たちの様々な活動が、やがて、六十年代のエネルギーに満ちた文化芸術の創造期とクロスして実を結び、能や狂言が広く舞台芸術としていろいろな角度から注目されることとなりました。そして日本の急速な経済発展にともない、能や狂言もほぼ興隆の道をたどり、バブル崩壊後の今日でも能や狂言の公演は増え続けています。

東京はじめ京都・大阪はもとより全国の各地に能楽堂が建ち、また各地方自治体による文化施設の建設に伴い、ホール内に仮設能舞台が備えられたりして、能楽堂以外でも容易に能や狂言の公演が行なわれるようになりました。そしてさまざまな場所で能や狂言の公演を希望する声も増え、また海外においても、深い関心が寄せられており、国際的な役割も重要になってきております。

しかしいかなる内容のものをどのように上演したらよいのか、また施設は整ったが企画運営面でのビジョンや方式がつかめないなど、能や狂言の企画制作に携わる人材の不足、実際に上演する上での様々な諸問題の改善が求められています。

そうした状況をふまえ、東西の各流の能楽師で結成しました我われ「能楽座」は、各地で質の高い能と狂言の上演を目指して活動しております。

我われは、いついかなる時代であっても、質の高い能と狂言を上演していくという、基本の姿勢があつてこそ伝統は受け継がれ発展していくものと思っています。能と狂言というかたちを通して何を表現したいか、何を訴えるべきか、それをはっきり打ち出していくような舞台を創り、多くの人達に能と狂言の素晴らしさ、面白さを感じていただき、現代に生きている日本の美しい伝統を広めていきたいと思ひます。そのことは、とりもなおさず能と狂言を演じ伝えていく後継者養成の問題でもあり、伝統文化を次代に伝える観客を含めた場として一つでも多くの機会を造るべく取り組んでいます。

「能楽座」は能狂言界が現在抱えている諸問題に対し真摯に考え、伝統の継承と発展に努め、そして同時に創造の場として活動しています。

「能楽座」会員名簿 役職別 (2008年7月現在)

シテ方

片山	九郎右衛門 (座長)	観世流	京都
梅若	六郎	観世流	東京
大槻	文蔵	観世流	大阪
観世	鍊之丞	観世流	東京
近藤	乾之助	宝生流	東京

ワキ方

福王	茂十郎	福王流	大阪
宝生	閑	宝生流	東京

囃子方

藤田	六郎兵衛	笛方	藤田流	名古屋
松田	弘之	笛方	森田流	東京
大倉	源次郎	小鼓方	大倉流	東京
曾和	博朗	小鼓方	幸流	京都
安福	建雄	大鼓方	高安流	東京
山本	孝	大鼓方	大倉流	大阪
三島	元太郎	太鼓方	金春流	東京・大阪
観世	元伯	太鼓方	観世流	東京

狂言方

茂山	千作	大蔵流	京都
茂山	千之丞	大蔵流	京都
茂山	忠三郎	大蔵流	京都
野村	萬	和泉流	東京
野村	万作	和泉流	東京
山本	東次郎	大蔵流	東京

名誉顧問

藤田	大五郎	笛方	一噌流	東京
金春	惣右衛門	太鼓方	金春流	東京
(観世)	元信	太鼓方	観世流	東京)

能楽座事務局

木谷 千波